失踪宣告取消

平成２６年（家）第７９４号

本籍北海道室蘭市母恋北町２丁目24番地、住所札幌市北区北22条西９丁目３番11号アイビー№.６―106号室
申立人（失踪者）　道高　　博
昭和24年２月14日生
平成26年７月２日失踪宣告取消審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５６号

本籍神奈川県三浦郡葉山町上山口3050番地２、住所神奈川県三浦市城山町４番58号　鈴木アパート２―203
申立人（失踪者）　菊地　時次
昭和16年11月26日生
平成26年６月27日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官

除権決定

平成２６年（へ）第５号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記の権利は失権する。
金沢市田上町レ59番地
申立人　岡口　　隆
申立人代理人弁護士　宮前　　悟
権利の届出の終期　平成26年６月26日
平成26年７月１日　　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
金沢市田上町イ１番４　畑　512平方メートルにつき
金沢地方法務局明治35年８月13日受付第12892号をもって登記された
１　抵当権　原因　明治35年８月12日金円借用証書により
債権額　金75円
利息　年１割３分
及び
２　賃借権　原因　明治35年８月12日設定
借賃　１月金50銭
支払期　毎月末日
存続期間　５年
の権利者としての地位にして
権利者　金沢市上野町131番・132番合併
新保　善蔵
として登記された者の一般承継人のうち同人の家督相続人亡新保栄太郎の法定相続人亡米林緣の兄弟姉妹である
ア　亡米林清太郎長女（氏名住所不明）
及び
イ　亡米林清太郎四女牧山綾（住所不明）
が相続により承継した地位

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６５９１号

東京都江東区森下１―５―５　ロイヤルプラザ森下203、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区森下１丁目１番４号
債務者　有限会社エーアールカンパニー
代表者代表取締役　植草　宏忠
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　雪丸　真吾
４　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８２号

相模原市南区若松５丁目21番５号
債務者　近畿新建材株式会社
代表者代表取締役　大澤　英一
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　眞木　康州
４　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後３時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４４６号

広島市安佐北区口田１丁目17番15号
債務者　有限会社三栄開発
代表者取締役　福江　貞夫
１　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
４　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９２号

神戸市北区八多町吉尾80番地
債務者　株式会社ＭＫＳ
代表者代表取締役　末吉　大輔
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　志帆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６６号

群馬県前橋市富士見町小暮1375番地４
債務者　渡邉橋建工業有限会社
代表者代表取締役　渡邉　信吉
１　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷田　　良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後１時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６０１号

京都市伏見区向島庚申町63番地11
債務者　有限会社エリアジャパン
代表者取締役　賀家　慎司
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川田　拓志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２４号

熊本県上益城郡益城町上陳540番地１
債務者　未来テック株式会社（旧商号有限会社ミヤベ）
代表者代表取締役　宮部　昌次
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　光也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７５号

埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原3340番地２
債務者　有限会社イノウエ
代表者代表取締役　井上　憲子
１　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　恵美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後１時10分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２８４号

兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目11番２号
債務者　株式会社昭和建設工業
代表者代表取締役　文山　健次
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉原美由希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時10分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７５号

奈良市田中町219番地の７
債務者　丸圭製茶株式会社
代表者代表取締役　北田　圭司
１　決定年月日時　平成26年７月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６０２号

京都府宇治市小倉町神楽田38番地191
債務者　株式会社えびす屋
代表者代表取締役　服部　和夫
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日野田彰子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係